

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名 称	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
所 在 地	静岡市葵区駿府町1-70
評価実施期間	22年9月17日～23年2月4日
評価調査者番号	① H16-a001
	② H19-b003
	③

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： 浜松市立鹿島保育園 (施設名)	種別： 保育所
代表者氏名： 五十嵐 江里子 (管理者)	開設年月日 昭和32年7月1日
設置主体： 浜松市 経営主体： 浜松市	定員 70人 (利用人数) 83人
所在地： 〒 431-3305 浜松市天竜区二俣町鹿島 529	
連絡先電話番号： 053-926-0933	FAX番号 053-926-0934
ホームページアドレス	http://www.

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事
一般保育、乳児保育、延長保育、 障害児保育、一時保育、 支援センター	入・進級式、運動会、親子遠足、 世代間交流(中学生)、たなばた会、世代 間交流(老人)、発表会、プール開き、お つきみ会、防災訓練、クリスマス会、 敬老会、豆まき、ひなまつり会、お別 れ遠足、お別れ会、卒園式、
居 室 概 要	居室以外の施設設備の概要
保育室 4 保育室兼遊戯室 1	調乳室、調理室、事務室、医務室、休 憩室、支援センター、プール、砂場、 固定遊具(ブランコ、鉄棒、滑り台、 太鼓橋、吊り輪、登り棒、木製遊具等)

職員の配置

職 種	人 数	職 種	人 数
園長	1人		
保育士	15人		
栄養士	1人		
調理士	1人		

2 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

◆ 特に評価の高い点

- ・旧天竜市の歴史と土地柄、風土性を生かした山河・水・緑の自然と文化の中で子ども達が落ち着いて過ごしています。木造園舎の恩恵を受け、スタッフの支援の下、中規模園の良さを肌で感じとれる保育環境であることを評価します。
- ・畑を作り、自然の恵みとしての食材料を苗から育て成長を見守り収穫し、調理する人への感謝の気持ち、命を大切に作る気持ちを子どもが自らの感覚や体験を通して育つよう環境を整備しています。
- ・保育室随所に経費節減を裏付ける創意工夫、手作り品、廃物利用など園長はじめ職員の知恵と努力で温かい環境が守られ子ども達の心を耕していることと評価します。

◆ 特に改善を求められる点

- ・東海地震が予想される中、園舎屋根の温熱機が不使用であるなら園児の安全のため、撤去について検討されるよう求めます。
- ・職員会議、研修会等様々な記録や手順書等について、日付や参加者、内容・方法等、確認しやすい方法を考案し、能率よく仕事が進められるような工夫が求められます。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

園独自のマニュアルも2年間をかけ作成しました。使用していく中で、その年度毎に読み合わせをし、改正していくことで、自分の保育やクラス保育を振り返り、職員間で話し合いの時間を多く持ちました。しかし、取組の浅い部分の指摘もあり、今後は指摘事項の検討・見直しを行い、保護者アンケート結果を十分検討し、より良い保育サービスの提供できるよう努めてまいります。

4 評価分類別評価内容

評価対象Ⅰ	
1 理念・基本方針	* 公立保育所としての社会的存在理由、保育所の使命、方向性、役割に関する方針が示されており、職員、利用者、地域の方々に周知されている。
2 計画の策定	* 1. 保育内容の充実 2. 特別保育の充実 3. 地域との連携・地域サービス・危機管理強化 4. 施設整備などの4本の内容について、職員の合議形式で中・長期計画を策定している。課題の多い中でもここ2・3年の目標を立て努力している。

<p>3 管理者の責任と リーダーシップ</p>	<p>*初回職員会議で職制・職務分掌で明文化し職員会議で表明している。 *保育全般を振り返り、アンケート等を実施しサービス向上に努めている。 *職場改善・経費削減の中でも子どもに豊かさを失わないよう、手作り、廃物利用など創意工夫で心を耕す保育に取り組んでいる。</p>
<p>評価対象Ⅱ 1 経営状況の把握</p>	<p>*全国的な予算削減の中、自分達で出来る事は自分でと自ら行動を起こし、子どもの安全確保のため蜂の駆除や樹木の枝打ちなど努力している。老朽化した園舎をより美しくと装飾を凝らしたり、雨漏りやプールシャワー対策など苦心している姿があり経営状況を分析されている。</p>
<p>2 人材の確保・養成</p>	<p>*年2回人事考課が実施されており、人材配置も市の基準で行われている。服務状況確認自己申告、意向調査など実施し、職員の就業状況や意向を把握している。 *研修会報告、見直し、評価など職員会議で実施されている。日付け・まとめの記録について整備が十分でない。</p>
<p>3 安全管理</p>	<p>*各種マニュアルを整備し、職員会議やグループ毎読み合せし、互いに学習し合うようにしている。 *点検すべきものは毎日・毎週実施・記録し、事故などは記録、分析、改善に取り組むシステムがある。</p>
<p>4 地域との交流と 連携</p>	<p>*保幼小連携し一貫教育を旨としている区であり、12年間の歴史の中でそれぞれ交流の機会を持っている。 *民生委員、地区警察、地区長、老人会など地区住民との協力体制を構築している。</p>
<p>評価対象Ⅲ 1 利用者本位の 福祉サービス</p>	<p>*子ども一人ひとりの個性を尊重し、成長発達や状況に応じた保育を心掛けるとともに、接遇マニュアルやプライバシー保護に関するマニュアルを作成し、利用者対応に配慮している。 *アンケート調査や個別面談等により、利用者満足の向上に努めている。 *苦情解決の仕組みを定め、迅速な対応に努めている。 *連絡帳等による保護者との日常的な情報交換や保育参加による共通理解により、利用者が相談や意見を述べやすい環境を整えているが、そのことを利用者に周知する取組が十分でない。</p>
<p>2 サービスの質の 確保</p>	<p>*保育サービス等について、毎年全職員が定められた項目について自己評価を行っているが、園全体として分析検討、組織として取り組む課題の明確化、改善計画の立案等の体制整備が十分ではない。</p>

	<p>*サービスの実施について記録し、関係職員で共有できるようにしている。また記録の保存・廃棄、情報開示等についての管理体制を整備している。</p> <p>*遊びや生活を通して、身近な自然や社会との関わりを持てるように働きかけたり、様々な表現活動や人間関係の経験を重ねていけるよう計画し実践している。</p>
3 サービスの開始、継続	<p>*子育て情報サイトを利用して広く情報提供したり、希望に応じて見学を実施するなど、サービス選択に資する取組を行っている。</p> <p>*保幼小連絡会で情報交換を行ったり、保育所の変更や退園の際には今後も相談できる旨伝えているが、継続性を確保するための引き継ぎや申し送りの手順、文書の内容等を組織として定めていない。</p>
4 サービス実施計画の策定	<p>*児童票や保育経過記録等でアセスメントを実施し、これに基づき関係職員で保育・指導計画を作成している。作成手順を定めているが、地域のニーズや保護者の意向の把握、反映の方法、見直しの手順や時期、記録方法や変更手順等、明確となっていない部分があり十分ではない。</p>

5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

5 評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
①	理念が明文化されている。	A
②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
①	理念や基本方針が職員に周知されている。	B
②	理念や基本方針が利用者等に周知している。	B

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
①	中・長期計画が策定されている。	A
②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	A
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
①	計画の策定が組織的に行われている。	B
②	計画が職員や利用者等に周知されている。	A

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	B
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	B
②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	B

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	B
②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行なっている。	B
③	外部による評価・監査が実施され経営改善に取り組んでいる。	C

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
①	保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
②	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	A
③	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	A
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A
②	職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている。	A
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	B
②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	B
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	B
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
①	実習生の受け入れに関する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備している。	A
②	実習生の育成について積極的な取組を行っている。	A

Ⅱ-3 安全管理

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 子どもの安全を確保するための取組が行われている。		
①	緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	B
②	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	B
③	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	A
④	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	B
⑤	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	B
⑥	発生した事故を把握している。	A
⑦	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	A
⑧	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	A
⑨	不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	B

Ⅱ-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	① 小学校との間で、小学生と園児が交流機会を設け、職員間の話し合いや研修等の連携の機会をもっている。	A
	② 利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	A
	③ 施設が有する機能を地域に還元している。	A
	④ ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	A
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	① 必要な社会資源を明確にしている。	A
	② 関係機関等との連携が適切に行われている。	A
	③ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに施設長まで届く体制になっている。	A
	④ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行なう体制が整っている。	A
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	① 地域の福祉ニーズを把握している。	A
	② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	① 職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	A
	② 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	A
	③ 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	A
	④ 子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行なっている。	A
	⑤ 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	A
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
	① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	A
	② 利用者満足の向上に向けた取組を行っている。	A
	③ 子どもの嗜好の把握に努め、家庭への食事に対する支援や情報提供など、食育に配慮している。	A
	④ 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
	⑤ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	A
	⑥ 沐浴・清拭時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
	⑦ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A

Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取組を行っている。	A
	② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	A
	③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	A
	④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	B
	⑤ 相談援助の困難な場合について対処方法がルール化されている。	A
	⑥ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面接などを行なっている。	B
	⑦ 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	A
	⑧ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	A

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
	① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	A
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	B
	③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	B
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	① 園児一人ひとりの保育について配慮された指導計画が作られている。組織における個々の保育についての標準的な実施方法が定められている。	B
	② 登降園時や保育中の子どもへの対応の標準的なマニュアル等が整備され、定期的な見直しが行われている。	A
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている		
	① 保育室の採光、換気、温湿度、清潔な子どもの生活空間への配慮がなされている。	A
	② 子どもが落ち着けたりくつろげたりするための工夫がなされている。	A
Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。		
	① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	A
	② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	④ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
	⑤ 身近な自然や社会とかがわれるような取組がなされている。	A
	⑥ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	A
	⑦ 絵本、物語などに親しみをもち、文字、言葉、会話などに興味や関心がもてるような配慮がされている。	A

	⑧ 遊びや生活を通して、人間関係が育つように配慮している。	A
Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
	① 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	A
Ⅲ-2-(6) 子どもへの人権、文化の相違、性差等の配慮がされている。		
	① 子どもの人権に十分配慮し、文化の違いを認め尊重する心を育てたり、性別による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような配慮をしている。	A
Ⅲ-2-(7) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	① 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	② 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	③ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	④ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	A
Ⅲ-2-(8) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行なわれている。	A
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	A
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	A

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A
	② サービスの開始にあたり、利用者等に説明し同意を得ている。	A
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行なっている。	A
	② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	B
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	① 保育計画が保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	A
	② 課題に対する指導計画が関係職員の連携のもとに作成されている。	A
	③ 食事（栄養管理を含む）について、アレルギー疾患など支援が必要な子どもに対して個別・具体的な支援方法が明示されている。	A

④	沐浴・清拭について、支援が必要な子どもの指導計画に基づき個別・具体的な支援方法が明示されている。	A
⑤	身だしなみや清潔保持について、具体的な支援方法が明示されている。	A
⑥	子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	A
⑦	指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	A
⑧	必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	B
⑨	子どもや保護者等の情報が保育計画、指導計画の責任者に確実に伝わる仕組みがある。	A
⑩	保育計画・指導計画を適切に策定している。	B
⑪	保育計画・指導計画の評価・見直しを行なっている。	B